

放課後等デイサービスの休業日

休業日と授業終了後の単位について、インフルエンザ等感染症による学級閉鎖も相次ぎ、問い合わせが多かったので改めてご確認ください。

▶休業日の考え方については、本人等の都合による休みではなく、「学校側の決める休業日」であるかを基準として判断する。

「障害福祉サービス等報酬（障害児支援）に関するQ & A」（令和6年5月17日）

- 学校教育法施行規則第61条及び第62条の規定に基づく休業日

（公立学校においては、国民の祝日、日曜日及び土曜日、教育委員会が定める日、私立学校においては、当該学校の学則で定める日）

- 学校教育法施行規則第63条等の規定に基づく授業が行われない日

（例えば、台風等により臨時休校となる日）又は臨時休校の日（例えば、インフルエンザ等により臨時休校の日）

- なお、学校が休業日ではない日に、放課後等デイサービスを午前から利用した場合であっても、休業日の取扱いとはしない。